

第1回磐田市立小・中学校通学区域審議会

- | | | | |
|---|-------|---------------------|-----------------------|
| 1 | 日 時 | 令和4年7月1日（金） | 午後2時から4時 |
| 2 | 場 所 | 磐田市役所西庁舎 | 3階 301-303 会議室 |
| 3 | 出席者 | | |
| | 戸塚 邦彦 | 市議会議員 | 鳥居節夫 市議会議員 |
| | 村上勇夫 | 磐田市自治会連合会会長 | 深田研典 磐田市自治会連合会副会長 |
| | 上村遊輝 | 磐田市立豊田北部小学校 PTA 会長 | 福川栄一 磐田市立福田中学校 PTA 会長 |
| | 佐藤文宣 | 磐田市立磐田西小学校長 | 榛葉公浩 磐田市立向陽中学校長 |
| | 加藤祐二 | 学識経験者 | 伊藤貴子 民生委員・児童委員 |
| | 伊藤方伸 | 地域づくり応援課長 | 寺田克久 市民課長 |
| 4 | 出席職員 | 教育長、学校教育課長、学校教育課長補佐 | 教職員グループ指導主事 |
| 5 | 傍 聴 人 | 0人 | |

委嘱状及び任命書の交付

教育長あいさつ

皆さんこんにちは。本日は暑い中お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。ただいま継続の方が8名、新任の方が4名、合わせて12名の皆様に委員としての委嘱状・任命書を交付させていただきました。よろしくお願いいたします。

昨日は、県の教育長、義務教育課長、課長補佐さん等4名の方が、ながふじ学府を見に来てくださいました。6月初めには、伊豆の副知事さんもおいでになりました。県の中心的な存在である皆様方が磐田市の「ながふじ学府」を見に来ていただいています。昨今、通学区で1番話題となったのは、豊田町の豊田東小学校の通学についてです。その折には、御審議をいただきまして本当にありがとうございました。

それともう一つ、鳥居議員から部活動について、今議会で、御質問がございましたけれども、部活動は、マスコミ等の話から来年からなくなるような錯覚を受けますが、決してそうではありません。磐田市では、これまでのすばらしい部活動を継続しながら、次のものをつくり上げていくつもりです。新聞やNHKのニュースを見て、「土曜日と日曜日は、もう、部活動をしなくてもいいのかしら」と誤解している先生も中にいらっしゃる。その辺のところをしっかりと押さえて、磐田市ならではのものをつくっていくということで御承知おきいただきたい。その時のやり方としては、通学区の考え方を超えて、「この学校とこの学校は合同で行う」といった部活動の運用も考えていきます。ですから、通学区の枠がある面では、部活に関してはなくなってくるということが考えられるということでございます。

この通学区域審議会は、通学区域の適正化がねらいでございます。そういう面で事務局から色々な面で審議状況を報告させていただくわけですけれども、通学に関しまして、様々な立場から御意見をいただきたいと考えております。本日はよろしくお願いいたします。

自己紹介

一人ずつ、自己紹介

会長・副会長選出

会長に加藤祐二氏、副会長に村上勇夫氏を選出

会長あいさつ

改めまして、こんにちは。昨年もこの会の会長を承りまして、これで2年目ということになります。自分なりに頑張っただけでやっていければなと思っています。

磐田市は32校の小中学校があります。子どもたちにとって、幸せな9年間の学校生活を送れるようにするために、「通学」というのは、一つは学区編成の決まりをつくっている会合ではございますが、大きな意味では、子どもたちの幸せ、そして、充実をかみしめるための一つの制度づくりをしていく会と考えております。先日、沖縄追悼式で、小学校2年生のお子さんが「怖いを知って平和をかみしめることが出来た」というのがありました。ただ、「子どもたちが怖い思いをして、今の安全とか、楽しみを知る」ではいけないと思います。通学に関しては、事故や事件がないような通学制度というものをどういうふうに組立てていけばいいかということ全員で考えていければなと思っています。

力不足ではございますが、精いっぱいやりたいと思います。

御協力のほどよろしく願いいたします。

議 事

○議事「関係法令及びこれまでの経過について」

(事務局) → 説明を行う。

(委員) 指定校についてですが、「指定校として自宅から最も近い学校を選択できる」ということですが、これは個人1家庭でのことか、その地域の自治会としてのことか、どちらですか。

(事務局) ただいまの件については、個人ということになります。申請を出しても全て認められるわけではなく、本当に近いかどうか教育委員会が距離を測りに行っております。それで確かにこちらの学校のほうが近いということであれば、元々の住所地の学校ではないところに通えることになります。

○議事「通学区域制度の現状について」

(事務局) → 説明を行う。

(委員) 資料19ページの「承認の理由」ということで令和4年度の状況を伝えてくれましたが、年度途中でということも、あるのですか。そういった場合には、同じような理由で認定されるのですか。

(事務局) 1から11の中で、年度当初に手続をしないといけないものもあるのですが、例えば、「3番等の児童生徒指導上の配慮が必要である」というようなものは、年度途中で協議を行う場合もございます。

(委員) 基本的には年度当初ということになると思うのですが、3番のいじめ等ということ以外にも年度途中であるのですか。

(事務局) 転入の時期というのは、年度末、年度当初とは限らないものですから、そのときにこの中で該当する場合は、協議を行う場合がございます。4番の保護者就労のためという場合についても、協議を行う場合がございます。

(会長) 昨年も、学区外、区域外就学認可状況の承認事由ごとの数字は、このくらいの数だったと思います。

○議事「今後の課題について」事務局より

(事務局) → 説明を行う。

本日皆様にお話ししたいのは、「病気等による障害を抱える児童生徒が、学区以外の学校へ通学したいと希望した場合、どのように考えていけばよいか」ということです。

まず前提としまして、「磐田市立小・中学校通学区域規則第二条第3項」(11 ページ、上から3行目)に該当するように、磐田市のお子さんで、「特別支援学級の肢体不自由」が就学の間としてふさわしいのではないかと就学支援委員会を経て決定し、保護者・本人がそこを希望した場合は、豊田南小学校に通うこととなります。豊田南小学校は、磐田市における肢体不自由学級の唯一の開設校になりますので、市内全小学校から通ってくる事が出来ます。

しかし、障害が、そこまで重くなく、通常学級を希望するけれど、健康面の配慮が必要という場合に、今までの承認事由の中にぴったりするようなものがなく、どのように考えていけばよいか皆さんにお聞きしたいと考えました。これまでも事例として、令和元年度、〇〇小学校区に入学予定の児童が〇〇小学校に学区外就学したという事例がありました。お子さんの状況については、末梢神経の疾患により、運動発達遅滞下肢障害があり、バリアフリーの環境やエレベーターでの移動が必要となってくる状況でした。日常生活動作や学習は全く問題なくできるということでしたので、通常学級相当のお子さんです。その子がどういう就学事由をもって、〇〇小学校に行ったかといいますと、17 ページ別表第4の3にある「児童生徒指導上特別な配慮が必要であると認められる次に掲げる場合」の中の(1)『いじめ等により、児童生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な状況があるため』として、いじめ等の「等」で、拡大解釈をしながら、入学先校長の副申書をもとに承認をしていました。これが、今まであったケースです。

他にも、利便性だとか保護者就労とかで使えるものがあれば対応してきましたけれども、ない場合に、令和元年度の事例のように、いじめ等の「等」で拡大解釈をしたということを聞いております。

令和4年度がスタートしましたが、これはどんな風に考えたらよいかということで、私たちの教職員グループで、今、検討している案件があります。紹介しますと、事例1「聴覚過敏があり、音に敏感」ということで線路を渡って通学する際、踏切を通らない学校への希望が挙がってきております。事例2として、「導尿を必要とするため、多目的トイレが必要であり、おむつ替えのために洋式トイレを占領しないよう洋式トイレが複数あるところを希望しているケースがあります。こうした状況を踏まえ、事務局として、病気や障害等の理由で、他の学校への通学を希望する場合の承認事由を新たに追加したら

どうかと考えました。

承認事由の中に、「身体的、精神的な病気などの理由で、現指定校に通学することが困難なため、他の学校へ通学を希望する場合」、期限については、「その事由が解消されるまで」、添付書類については、「医師の診断書・学校長の副申書（入学する幼児の場合は、在籍園の園長等の副申書）」ということで、新たに追加する案を考えております。

磐田市は、これまで、こういった承認事由を設けておりませんでした。近隣の掛川市や焼津市では、身体的・精神的な病気の承認事由を設けておりましたので、皆さんの同意が得られれば、今回、事務局案を通して、次年度の入学生に間に合うように、新項目を入れていきたいと考えます。

(会長) 今までも、申請があったものに関しては、拡大解釈というか、今までの条文の中で、「等」を利用しながら、それを認めてきていたということです。ただ、今後は、12番に追加の形で設けて、しっかりとした理由づけをしていきたいということです。御質問や御意見があればお願いします。

(委員) 肢体不自由学級が豊田南小学校ということになっておりますが、中学の場合、豊田南小学校に通っていた子が、今、豊田南中学校で対応しております。この時は、まだ、ながふじも出来ていない状況ですけれども、今は、ながふじもエレベーターなんかが出来ているものですから、中学の場合は、どのように考えているのか、お伺いいたします。

(事務局) 中学の場合は、豊田中学校にエレベーターがありますので、通常学級の場合は、今後、豊田中学校でも対応できるようになるかなと思います。保護者がどこの学校を選択するかにもよりますけれども、一応そんなふう考えております。

(委員) 小学校は、豊田南小学校を指定していて、中学校の場合は、ながふじということでよろしいでしょうか。

(事務局) 12番を設けた場合に通う学校ということによろしいですか？資料①の令和元年度対応のお子さんは、通常学級のお子さんで〇〇小学校を指定して入学していきました。通常学級の場合は、学校を指定していきません。

12番を設けた場合、保護者、本人が必要とするその要件に合わせて、学校を選んでいくようになります。例えば、先ほど、聴覚過敏の方が〇〇小では、踏切の音が障害になってしまうので、〇〇小学校に入学先を変えれば、踏切を通らずに通えるということで、保護者が〇〇小学校と同様に家から近い〇〇小学校を選びたいと言っております。病気や障害等の理由の場合は、病気や障害の内容に合わせて、指定学区と違うところに行ってもよいという12番の項目をつけ加えたいという提案です。

(委員) 分かりました。身体不自由学級の場合とは、また違うということですね。

(会長) 通常学級の場合について、事務局からの12番に追加したいということについての質問や意

見がありましたら、他にも、お願いしたいと思います。

(委員) 今まであった別表5番の身体的(健康面)との違いがよく分からなかったので、それをお聞きしたいです。

(事務局) 17ページの別表5番は、ちょっと分かりにくいところです。身体的(健康面)経済的(借金)と家庭内不和(離婚等)の理由により指定校以外の学校に通学する場合ということになりますが、これは、1番右のところにあるように、住民登録の住所と実際の居住地が異なる場合に、この事由を使うということになります。この場合、身体的(健康面)というのは、どんな子どもかと言いますと、院内学級のお子さんです。入院をして、院内学級のある浜松医大に入っている場合、おさんは、住所地とは違って、身は、浜松医大になりますので、5番の事由を使って認めていたということになります。経済的とか家庭内不和等の理由についても、磐田市にある住所に子どもが実際にはいない場合となります。経済的と言いますと、例えば借金をしていて、住所は置いているけれども夜逃げのような形で他の場所に移っているとか、家庭内不和についても、離婚調停中とかDV避難で、体が磐田にあるけれども、住所は浜松にあるなど、子どもが住所地と違うところに身を置いているときに5番の事由を使っていくと御理解いただければいいと思います。

(委員) 事務局案についてではないのですが、事例②の「洋式トイレが少ないからということに、少しびっくりしています。議会の中でもかなり議論しています。今の新築住宅は、全部と言ってよいほど洋式トイレですので、「子どもたちも和式トイレでは出来ない」ということをお母さん方からも聞いて、議会の中でもかなり議論してきました。それで、ここ2年ぐらいの中では、かなり洋式トイレが進んでいると思うんですけど、これを見て、びっくりしました。議会というか、市としても、「洋式トイレがないから他に行ってくださいというのは、どうなのかな?」と思ひまして、発言をさせてもらったわけでありまして。事務局案についてということではないのですが、是非とも、これからまた、洋式トイレを進めなければいけないと感じましたので発言させてもらいました。

(事務局) 戸塚議員のおっしゃる通りで、私も洋式トイレが増えればいいなと思います。私も、2年前まで学校現場に居ましたが、小学校1年生は、和式がたくさんあっても使い慣れていないので、洋式のところに並びます。数年前、少し洋式が増えたものの、和式トイレがかなりの比重を占めているので、現場に居たときは、洋式トイレ待ちの列ができていました。

新築された「ながふじ学府」は洋式トイレが多いです。豊田南小も、洋式トイレが各階に3つとかあるということなので、今回の場合ですと豊田南小とか豊田北部小なら、導尿のおさんが使っても、洋式トイレを占領することはないかなと思います。多目的トイレについては、豊田南小は、各階にあると聞いておりますが、前任校でも体育館のところにも1つのみでした。ながふじ学府も、多目的トイレは、各階にはないと聞いています。導尿の場合、多目的トイレじゃなくても、広いスペースがある空き教室のようなところでもカーテンを閉めて行った事例もあります。

(委員) おむつ替えという、洋式トイレで座ってできる場所が必要になってくると思います。私の認識では、今、各学校に一つということで話があったのですが、1階に一つ、2階に一つということで階ごとにあると思います。議会の中でも、便座をつけようということで、便座をつけたのですが、これからもまた議会の中で要望を出していかなければいけないと思います。

(会長) それでは、事務局案について、御承認いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

(委員) 全員挙手

(会長) ありがとうございます。承認されました。協議内容については、以上でございます。

(委員) 1点、よろしいですか。肢体不自由学級の豊田南小に通っていた子が、ながふじに行けば、エレベーターはあるのですが、そのまま豊田南中のほうに行っているという話がありました。肢体不自由学級は小学校だけ規定してあるので、中学校は、身体不自由の指定が今後どのようなになっていくのか事務局の案があれば教えてください。

(委員) 実際のところ、施設上では、豊田南中には、エレベーター等は、ありませんので、今後、どうしていけばいいかを考えていく必要があるかなと思います。実際は、階段を上る昇降機で対応したりしています。この前、豊田南中学校を見に行ってきたのですが、どういう風にやっているかということ、子どもたちも協力して、昇降機で2階まで行って移動して、関係する機械をまた横に動かしたりするなど、協力しながらやっているということを知りました。

(教育長) 私も存じております。各階に車椅子が置いてあって、子どもたちが階段を協力して上に上げたりとか、上に上がったその車椅子で移動するというのは、聞いております。

これから学校をつくる場所については、必ずエレベーターをつけるようにしていくことが必要だと思いますし、特別支援教育の中で合理的配慮が必要な子どもには、やっぱりサポートしていかないといけない。インクルーシブ教育もそうですよね。みんなで同じ場で学びができるという形でやっていかないといけないと思います。

それと洋式トイレについてのお話でしたが、着実に努力をしている途中でございます。『各階に一つ』を取りあえずやっていますが、トイレを洋式にするとトイレの幅の関係で三つあったトイレが二つになってしまいます。その辺のところはかなりネックになっていきますけれど、着実に伸ばしていけるように努力をしておりますのでよろしくお願い致します。

(会長) では、以上で本日の協議を終了します。皆さん、ありがとうございました。